

飛島村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成31年3月19日

飛島村農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置づけられ、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進に積極的に取り組んでいく必要がある。

については、法第7条第1項に基づき、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」を一体的に進めることができるよう、飛島村農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定めるものとする。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」を図るとされたことから、それに合わせて2024年度を目標とし、農業委員の改選期ごとに検証・見直しを行うものとする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (2019年3月)	661 ha	0 ha	0 %
次回改選時の目標 (2020年7月)	658 ha	0 ha	0 %
目 標 (2024年7月)	646 ha	0 ha	0 %

※現状管内農地面積は「確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況」の農地面積計とする。

※目標設定の考え方としては、現状の遊休農地面積を最終目標年月まで維持していく。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ア 利用状況調査と利用意向調査を実施し、農家の意向を踏まえ、相談や指導など、農地の利用関係の調整を積極的に行う。
- イ 利用意向調査の結果を受け、農地中間管理機構及びあいち海部農業協同組合との連携により、農地中間管理事業の活用を促進する。
- ウ 利用状況調査の実施時期にかかわらず、農地パトロールを適宜実施し、遊休農地や違反転用等の早期発見に努める。
- エ 農業委員会は、あいち海部農業協同組合や各土地改良区などの農業関係団体と協力し、遊休農地や違反転用等の発生防止・解消に努める。

2. 担い手への農地利用集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現状 (2019年3月)	661 ha	226 ha	34%
次回改選時の目標 (2020年7月)	658 ha	284 ha	43%
目標 (2024年7月)	646 ha	517 ha	80%

※現状管内農地面積は「確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況」の農地面積計とする。

※「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標に基づき、担い手への農地利用集積率は80%を目標としている。

※集積面積は、担い手が利用集積（自己所有、借入）をしている面積とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- ア 農地中間管理機構及びあいち海部農業協同組合との連携を強化し、高齢農業者の農地や貸付けを希望する農地の情報、農地の出し手や受け手の情報について共有を図り、農地中間管理事業の活用などにより、担い手への農地利用の集積・集約化を推進する。
- イ 農業委員会として、「人・農地プラン」の見直しに積極的に取り組む。
- ウ 農地中間管理機構の事業について、積極的な周知に努める。
- エ 担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換を推進する。
- オ 農業委員会は、あいち海部農業協同組合や各土地改良区などの農業関係団体と協力し、担い手への農地利用の集積・集約に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人) 新規参入者取得面積	新規参入者数(法人) 新規参入者取得面積
現状 (2019年3月)	0 人 0 ha	0 人 0 ha
次回改選時の目標 (2020年7月)	1 人 0.5 ha	0 人 0 ha
目標 (2024年7月)	4 人 2 ha	1 人 0.5 ha

※目標設定の考え方としては、2024年7月末までに、5経営体の新規参入を目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ア 農業の魅力発信と支援制度の周知に努め、新規参入の促進を図る。
- イ 農業委員は、参入希望者（法人を含む。）の地域での受入条件の整備を図るとともに、参入後の定着を図るため、継続的な支援に努める。
- ウ 農業委員会は、あいち海部農業協同組合や各土地改良区などの農業関係団体と協力し、新規参入の促進に努める。